

令和 2 年 4 月  
食品基準審査課

## 飼料の基準及び成分規格に係る意見聴取への回答について（概要）

### 1. 概要

家畜に用いられる飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣によりその基準及び規格が定められることとなっている。

また、法第59条第1項の規定により、農林水産大臣は、法第3条第1項の規定による基準若しくは規格の設定、改正又は廃止をしようとするときは、厚生労働大臣の意見を聴かなければならないとされている。

今般、上記の規定に基づき、「2. 意見聴取項目」に係る基準及び規格の設定について農林水産大臣から意見を求められた。

### 2. 意見聴取項目（参考参照）

- (1) 飼料中の農薬クロルベンジレート及び農薬フィプロニルの成分規格の改正
- (2) 馬を対象とする飼料中の農薬の成分規格の設定
- (3) 馬を対象とする飼料に用いることができる飼料添加物の製造等の基準の設定

### 3. 対応

厚生労働省では、飼料の成分規格等の設定に際して、当該飼料を適正に使用した場合において、動物から生産される肉、乳等の食品に残留する農薬等の成分である物質の量で人の健康を損なうおそれがないかなど公衆衛生上の観点から、意見聴取の内容についてその妥当性を確認しているところ。

当該飼料が適正に使用される限りにおいては、公衆衛生上の問題が生じる可能性はないと考えられることから、特段の意見はない旨農林水産省に対して回答することとする。

<参考>

各項目の改正の概要は以下のとおり。

(1) 飼料中の農薬クロルベンジレート及び農薬フィプロニルの成分規格の改正

・クロルベンジレート

飼料	基準値 (mg/kg)	
	改正前	改正後
とうもろこし	<u>0.02</u>	—
牛、めん羊、山羊及びしか用飼料	—	<u>0.02</u>
豚用飼料	—	<u>0.02</u>
家きん及びうずら用飼料	—	<u>0.02</u>
牧草	—	<u>0.02</u>
稲わら	—	<u>0.02</u>
稲発酵粗飼料	—	<u>0.02</u>
粃米	—	<u>0.02</u>

・フィプロニル

飼料	基準値 (mg/kg)	
	改正前	改正後
牛、めん羊、山羊及びしか用飼料	<u>0.02</u>	—
豚用飼料	<u>0.02</u>	—
家きん及びうずら用飼料	<u>0.01</u>	—
牧草	<u>0.2</u>	—
稲わら	0.2	0.2
稲発酵粗飼料	0.1	0.1
とうもろこし	—	<u>0.02</u>
マイロ	—	<u>0.01</u>
大麦	—	<u>0.002</u>
小麦	—	<u>0.002</u>
ライ麦	—	<u>0.002</u>
えん麦	—	<u>0.002</u>

(2) 馬を対象とする飼料中の農薬の成分規格の設定 (下線部を追加)

農薬	飼料の対象動物	基準値
γ-BHC	牛、 <u>馬</u> 、めん羊、山羊及びしか 豚 鶏及びうずら	0.4 mg/kg 0.05 mg/kg 0.05 mg/kg
BHC (α-BHC、β-BHC、γ-BHC 及び δ-BHC の総和をいう。)	牛、 <u>馬</u> 、めん羊、山羊及びしか 豚 鶏及びうずら	0.005 mg/kg 0.005 mg/kg 0.005 mg/kg
DDT (DDD 及び DDE を含む。)	牛、 <u>馬</u> 、めん羊、山羊及びしか 豚 鶏及びうずら	0.1 mg/kg 0.1 mg/kg 0.1 mg/kg
アルドリン及びディルドリン (総和をいう。)	牛、 <u>馬</u> 、めん羊、山羊及びしか 豚 鶏及びうずら	0.02 mg/kg 0.02 mg/kg 0.02 mg/kg
エンドリン	牛、 <u>馬</u> 、めん羊、山羊及びしか 豚 鶏及びうずら	0.01 mg/kg 0.01 mg/kg 0.01 mg/kg
フェンバレレート	牛、 <u>馬</u> 、めん羊、山羊及びしか 豚 鶏及びうずら	8 mg/kg 4 mg/kg 0.5 mg/kg
ヘプタクロル	牛、 <u>馬</u> 、めん羊、山羊及びしか 豚 鶏及びうずら	0.02 mg/kg 0.02 mg/kg 0.02 mg/kg

(3) 馬を対象とする飼料に用いることができる飼料添加物の製造等の基準の設定  
(下線部を追加)

飼料添加物	飼料の対象動物
ギ酸	牛、 <u>馬</u> 、豚、鶏及びうずら
グルコン酸カルシウム	牛、めん羊、山羊及びしか <u>並びに馬</u>
クロストリジウム ブチリカム(その1)	牛、 <u>馬</u> 、豚、鶏及びうずら
バチルス サブチルス (その1)	牛、 <u>馬</u> 、豚、鶏及びうずら
バチルス サブチルス (その2)	牛、 <u>馬</u> 、豚、鶏及びうずら
バチルス サブチルス (その3)	牛、 <u>馬</u> 、豚、鶏用及びうずら
ラクトバチルス アシドフィルス (その3)	牛 <u>及び馬</u>
ラクトバチルス アシドフィルス (その5)	牛、 <u>馬</u> 及び豚